

資料2 報告事項1

令和4年9月1日
都市整備部都市計画課

東京都市計画生産緑地地区の変更（番号116）について

1 都市計画変更手続きの取りやめについて

令和3年11月1日の板橋区都市計画議会に付議した議案第223号「東京都市計画生産緑地地区の変更について（板橋区決定）」において、「追加を行う区域」としていた以下の農地は、同年11月12日に生産緑地法第3条第3項に基づく土地所有者等の同意の有効性に係る事象が発生したため、都市計画変更の決定を保留としていた。

このたび、令和4年6月6日付けにて、土地所有者等から生産緑地地区の指定申請を取下げる旨の申出があったことから、当該農地の生産緑地法第3条第3項に基づく同意要件が欠格したと判断し、都市計画変更手続きを取りやめたので報告する。

（1）概要

番号	地区名	位置	面積	備考
116	徳丸	徳丸八丁目地内	約 470 m ²	指定申請（法第3条第3項に基づく同意） 令和3年6月8日 都市計画審議会へ付議 令和3年11月1日 相続発生 令和3年11月12日 指定申請取下げの申出 令和4年6月6日 都市計画手続き取りやめの決定 令和4年6月24日

（2）位置図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図を利用して作成したものである。

（承認番号）4 都市基交署第33号 令和4年5月24日

ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）4 都市基街都第9号 令和4年4月19日

2 東京都市計画生産緑地地区の変更の決定・告示について

議案第 223 号「東京都市計画生産緑地地区の変更について（板橋区決定）」において、「削除を行う区域」としていた生産緑地地区 2 地区（番号 63、79）については、令和 3 年 12 月 15 日に都市計画変更の決定・告示を行った。

これにより、東京都市計画生産緑地地区の指定面積は以下のとおりとなっている。

変更年月日・告示番号	面 積	変更内容
令和 3 年 12 月 15 日 板橋区告示第 525 号	約 9.07 ha (計 62 件)	番号 63、79 全部削除

3 関係条文

生産緑地法（抜粋）（昭和四十九年六月一日法律第六十八号）

（生産緑地地区に関する都市計画）

第三条

3 生産緑地地区に関する都市計画の案については、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百六条第三項又は農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第八十八条第二項の規定による要請があつた土地の区域に係るものを除き、当該生産緑地地区内における農地等利害関係人の同意を得なければならない。

4 前項の「農地等利害関係人」とは、農地等（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された農地等にあつては、当該農地等に対応する従前の土地。以下この項において同じ。）について所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記若しくは差押えの登記又は農地等に関する買戻しの特約の登記の登記名義人をいう。